## 提出された御意見等の概要及び総務省の考え方

総務省では、平成24年7月21日から8月20日までの間に「平成22年基準消費者物価指数の中間年(平成25年)における見直し(案)」について意見を募集したところ、以下のとおり御意見を頂きました。

御多用中にもかかわらず、御意見を提出された皆様には厚く御礼申し上げます。 提出された御意見等の概要を紹介するとともに、御意見に対する当省の考え方を説明 いたします。

#### 提出された御意見等の概要

# 〔携帯電話機、携帯電話通信料について〕

- ①「携帯電話機」、「携帯電話通信料」にスマートフォンを採用することに異論はないが、詳細(新たに調査対象となる携帯電話機の調査銘柄、携帯電話通信料の形態、スマートフォン比率などモデル式に使われている各種ウエイトなど)についても、企業等による情報提供が非公開を前提にしているなど特段の事情がない限り、事前に公表してもらいたい。
- ②「携帯電話通信料」について、ウエイトが大きいこともあり、変動が大きくなれば、消費者物価指数全体に対しても相応の影響が生じることになることも考えられる。このため、今回の変更で生じる影響について、ユーザーに分かりやすい形(例えば、スマートフォン導入による総合指数前年比への寄与度)で示すことも検討してもらいたい。
- ③「携帯電話機」について、調査銘柄が少ない場合、特定機種の動向に大きく左右されたり、後継機種の発売等により指数の動きが非連続的になる可能性があるため、スマートフォンについては1社につき複数機種を選定し、モデル式に組み込むことも一案ではないか。

### 総務省の考え方

指数の作成・公表に影響が出るなど特段 の事情があるものは公表しないこととし ますが、可能な範囲での情報提供はしてま いりたいと考えています。

御指摘のスマートフォンの導入による 指数への影響については、必要に応じて、 何らかの形で情報提供してまいりたいと 考えています。

御指摘のスマートフォンについては、通信事業者ごとに、売れ筋を踏まえて銘柄を規定する予定であり、銘柄に沿った機種が複数あれば複数機種が採用されることも想定されます。

## [品目の追加について]

品目の追加として、漫画喫茶・インターネットカフェ入場料、オンラインゲーム使用料、アプリダウンロード料などはどうか。

これらについては、現時点では、家計消費支出上の重要度が高まっていないことから、中間年(平成25年)においては採用しないこととします。

#### [その他、参考意見]

端数処理前の指数値を用いて変化率の 公表値を算出することについては、統計の 精度向上に資するものであり、そのこと自 体は適当と考えられる。

しかし、公表されている小数第1位までの指数値を用いて算出した前年同月比等の試算値が、これらの公表値と一致しない場合があり、消費者物価指数の分析等を行う際に不便が生じている。

ついては、前年同月比等の試算値と公表値のかい離を縮小させ、より精度の高い分析を可能にするなど、統計ユーザーの利便性向上の観点から、現在、小数第1位までしか公表されていない指数値について、各品目の価格指数等も含めて、小数第2位又はそれよりも下位の単位まで公表することを検討願いたい。

提出された御意見は、今回意見募集した 内容と直接関係しませんが、今後の参考と させていただきます。